

注記

(1) 重要な会計方針

① 引当金の計上基準及び算定方法

<貸倒引当金>

返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定して引当金を計上している。

② その他財務書類作成のために基本となる重要な事項

<消費税等>

税込方式によっている。

(2) 追加情報

① 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、決算剰余金を計上している。
- ・ 「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入の未収額を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・ 「未払金」には、当該年度末における福祉年金給付費に係る未払額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・ 「福祉年金給付費」には、福祉年金給付のため支出した額を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、その他の財源を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、一般会計等からの受入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、国民年金法第 85 条、国民年金法等の一部を改正する法律附則 34 条の規定により、国庫から受け入れた国庫負担金に係る収入額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源を加減した額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・ 「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、国民年金法第 85 条、国民年金法等の一部を改正する法律附則 34 条の規定により、国庫から受け入れた国庫負担金に係る収入額を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
- ・ 「福祉年金給付費」には、福祉年金給付のため支出した額を計上している。

- ③ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
- ・ 単位未満の計数の切り捨て及び 100 万円未満の計数の表示等
金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。